

愛媛県障がい者更生センター呼出装置他修繕仕様書

1 業務名

愛媛県障がい者更生センター呼出装置他修繕

2 修繕場所

愛媛県松山市道後町二丁目 12 番 11 号

愛媛県障がい者更生センター

3 施行期限 令和7年3月21日

ただし、現場施工の期間は、修繕場所と協議し、決定する。

4 修繕内容

本修繕は、愛媛県障がい者更生センターのナースコール（呼出装置）、電話設備、火災通報装置、監視カメラ、大広間音響機器の更新の工事及び既設設備の撤去・処分を行うものである。

(1) 呼出装置修繕

既設のナースコール（呼出装置）機器の取替え（新規に設置1箇所を含む）

既設ナースコール（呼出装置）機器撤去、配線工事など。

名称	摘要	数量	設置場所
卓上型親機	アイホン株式会社 NLX-MDD 同等品	2台	事務所（1階） 宿直室（1階）
卓上型20局用選局ユニット	アイホン株式会社 NLX-20DU 同等品	3台	事務所（1階） 宿直室（1階）
電源アダプター	アイホン株式会社 PS-2420A 同等品	2個	事務所（1階） 宿直室（1階）
制御装置	アイホン株式会社 NLX-3XE 同等品 (データ作成共 NLXPC-CCUA)	1台	事務所（1階）
POE対応L2スイッチ	アイホン株式会社 X230-28GPai 同等品	1台	事務所（1階）
4局用アダプター	アイホン株式会社 NLX-4ADC 同等品	7台	1階廊下各所 2階廊下各所

露出ボックス	アイホン株式会社 NLX-RBOX 同等品	7台	1階廊下各所 2階廊下各所
角型表示灯	アイホン株式会社 NLR-4F 同等品	19台	1階、2階廊下
復旧ボタン	アイホン株式会社 NLR-2 同等品	19台	1階、2階廊下
コンセント(ハンド型 子機)(和室)	アイホン株式会社 NL-C2 同等品	5台	2階客室 (201・ 202・204・ 205・208)
コンセント(ハンド型 子機)(洋室)	アイホン株式会社 NLR-C2 同等品	6台	2階客室 (203・ 206・207・ 209・210・ 211)
ブランクユニット	アイホン株式会社 NLR-BL 同等品	5台	2階客室
ハンド型子機	アイホン株式会社 NL-SB 同等品	11台	2階客室 205号室1台は 新設
呼出握りボタン	アイホン株式会社 NLR-8 同等品	11台	2階客室 205号室1台は 新設
呼出握りボタン 中継 コード	アイホン株式会社 NLR-TA 同等品	11台	2階客室 205号室1台は 新設
トイレ等呼出ボタン 引きひも復旧ボタン付 き	アイホン株式会社 NLR-72H 同等品	14台	大浴場、中浴 場、家族浴室各 1台、多目的ト イレ1台、2階客 室 (201号室、 202号室、208号 室、209号室各2 台) (206号 室、207号室各1 台)

トイレ等呼出ボタン	アイホン株式会社 NLR-72 同等品	25台	大浴場2台、中浴場2台、家族浴室1台、1階共用トイレ（男4台・女3台）、2階共用トイレ（男4台・女4台）、2階客室トイレ（203号、204号室、210号室、211号室各1台）2階客室浴室（203号室1台）
トイレ等天井スピーカ	アイホン株式会社 NL-SP 同等品	8台	1階、2階共用トイレ、大浴場、中浴場、家族浴室
トイレ等天井マイク	アイホン株式会社 NL-MCN 同等品	8台	1階、2階共用トイレ、大浴場、中浴場、家族浴室
雑材消耗品	配線材を含む	1式	
労務費		1式	
試験調整費		1式	

(2) 電話設備修繕

既設の電話設備機器の取替え（新規に設置するPHS機器を含む）、既設電話設備機器撤去、配線工事など。

※PHS機器は、ナースコールと連動して使用できること。

※主装置に光直収ユニットを実装し、アダプターを介さず直接接続すること。（光電話直収）

名 称	摘 要	数 量	設置場所
基本モジュール	NECプラットフォームズ株式会社 IP9D-3KSU-B1 同等品	2台	2階倉庫内

拡張モジュール	NECプラットフォームズ株式会社 IP9D-3KSU-E1 同等品	2台	2階倉庫内
長時間バッテリーボックス	NECプラットフォームズ株式会社 IP3WW-LARGE BATTBOX 同等品	1台	2階倉庫内
長時間バッテリーセット	NECプラットフォームズ株式会社 IP3WW-LARGE BATTSET 同等品	1台	2階倉庫内
専用Mラック	NECプラットフォームズ株式会社 IP8D-M RACK 同等品	1台	2階倉庫内
CPUユニット	NECプラットフォームズ株式会社 IP9D-CCPU-A1 同等品	1枚	2階倉庫内
Mポートライセンス	NECプラットフォームズ株式会社 IP8D-MPORTライセンス 同等品	1枚	2階倉庫内
4ch IPトランクユニット	NECプラットフォームズ株式会社 IP8D-IPTU-A1 同等品	1枚	2階倉庫内
16回線ESIユニット	NECプラットフォームズ株式会社 IP8D-16ESIU-A1 同等品	1枚	2階倉庫内

8回線SLIユニット	NECプラットフォームズ株式会社 IP8D-8SLIU-B1 同等品	2枚	2階倉庫内
8回線SLI増設ユニット	NECプラットフォームズ株式会社 IP8D-8SLIDB-B1 同等品	2枚	2階倉庫内
4回路CS接続ユニット	NECプラットフォームズ株式会社 IP8D-4CSIU-A1 同等品	2枚	2階倉庫内
CS-D2 接続装置	NECプラットフォームズ株式会社 IP5D-CS-D2セツツヅク ワ 同等品	6台	1階事務所 1・2階各通路
24ボタンデジタル多機能電話機(WH)	NECプラットフォームズ株式会社 DTK-24D - 1D(WH)TEL 同等品	6台	フロント、支配人室、事務所 (1台)、調理員控室、応接員控室、警備員室
24ボタン停電デジタル多機能電話機(WH)	NECプラットフォームズ株式会社 DTZ-24PA- 2D(WH)TEL 同等品	2台	1階事務所
DSSコンソール	NECプラットフォームズ株式会社 DCK-60- 1D(WH)CONSOLE 同等品	1台	1階事務所

DT210電話機 (WH)	NECプラットフォームズ株式会社 DTL-1-1D(WH) TEL 同等品	22台	201～211客室12 台・大広間2 台・食堂1台・ 娯楽室2台 第1、第2会議室 各1台、喫茶コ ーナー1台、パ ール1台、予備
Carrity-NW 本体	NECプラットフォームズ株式会社 PS8D-NW TELEPHONE 同等 品	8台	1階事務所
Carrity-NW 充電台	NECプラットフォームズ株式会社 PS8D-NW CHG 同 等品	8台	1階事務所
外部プリンタ	NECプラットフォームズ株式会社 TSP743 II E3-24J1 JP 同等品	1台	1階事務所
電源ユニットセット	NECプラットフォームズ株式会社 PS60A-24C 同等 品	1台	2階倉庫内
2回線INS64ユニット	NECプラットフォームズ株式会社 IP8D-2BRIU-A1 同等品	2枚	2階倉庫内
ネットワークライセンス	NECプラットフォームズ株式会社 IP8D-ANET ライセンス 同等品	1式	2階倉庫内

ネットワーキングIPポート4ポートライセンス	NECプラットフォームズ株式会社 IP8D-4PANET ライセンス 同等品	1式	2階倉庫内
ナースコールベーシックライセンス	NECプラットフォームズ株式会社 IP8D-NC-A ライセンス 同等品	1式	2階倉庫内
材料費		1式	
工事費		1式	
調整費		1式	

(3) 火災通報装置修繕

既設の火災通報装置の取替え、撤去など。

※消防手続き及び検査費用を含む

名称	摘要	数量	設置場所
火災通報装置本体	サクサ株式会社 SD-205F 同等品	1台	1階事務所
火災通報専用電話機	サクサ株式会社 RTC-203F 同等品	2台	1階事務所 1階宿直室
音声ロムパック	サクサ株式会社 RP-5 同等品	1個	1階事務所
取替作業費		1式	
配線作業費	配線材を含む	1式	
試験調整費		1式	
消防手続き及び検査費		1式	

(4) 監視カメラ修繕

既設の監視カメラ機器設備機器の取替え、既設監視カメラ設備機器類撤去、新規に設置1箇所など。

名称	摘要	数量	設置場所
ネットワークHDDレコーダー (2TB)	三菱電機株式会社 185NR-9000/02 NR-9000/02 同等品	1台	1階事務所

12P POEスイッチ	パナソニック（株）エレクトリックワークス社PN231293 同等品	1台	2階倉庫内
21.5型液晶モニター	PHILIPS株式会社 223V7QJAB/11 同等品	2台	1階事務所 1階宿直室
屋外固定カメラ	三菱電機株式会社 185NC-9820/NC-9820 同等品	1台	北口
屋内・屋外固定ドーム	三菱電機株式会社 185NC-9620/NC-9620 同等品	8台	1階 玄関、フロント、事務所、大浴場前、食堂前（新設） 2階 廊下西、廊下東、大広間前
HDMI ケーブル（50m）		1本	1階事務所
作業費		1式	
試験調整費		1式	
雑材諸経費		1式	

(5) 大広間音響機器の修繕

既設の大広間の音響機器の取替え、既設音響機器撤去など。

名称	摘要	数量	備考
デジタルミキサー	株式会社JVCケンウッドPS-DM300 同等品	1台	ワゴン別途
3入力6出力PAプロセッサ（DBX）	ヒビノ株式会社 DRIVERACK VENU360 同等品	1台	
デジタルパワーアンプ	株式会社JVCケンウッドPS-DA1504 同等品	1台	
ワイヤレスチューナー	株式会社JVCケンウッドWT-914 同等品	1台	
ワイヤレスチューナー	株式会社JVCケンウッド	2台	

ナーユニット	ドWT-UD93 同等品		
パワーコントローラー	株式会社JVCケンウッドPS-P32-B 同等品	1台	
コンパクトスピーカー	株式会社JVCケンウッドPS-S552W 同等品	2台	
スピーカーハンガー	株式会社JVCケンウッドPS-U81W 同等品	2個	
ワイヤレスアンテナ (天井埋込型)	株式会社JVCケンウッドWT-Q840 同等品	2台	
ワイヤレスマイクロホン (ハンド型)	株式会社JVCケンウッドWM-P970 同等品	3台	
ワイヤレスマイクロホン (ペンダント型)	株式会社JVCケンウッドWM-P980 同等品	1台	
マイクスタンド (卓上)	株式会社JVCケンウッドTL-P32 同等品	3台	
マイクスタンド (床上)	株式会社JVCケンウッドTL-P52 同等品	1台	
材料費		1式	
作業費		1式	
試験調整費		1式	
雑材諸経費		1式	

5 材料の基本要件及び仕様

- (1) 本修繕に必要な材料等は、再使用する材料以外は全て国内メーカーで未使用品（新品）とし、規格・品質等が無いものは、日本産業規格あるいは同基準に準ずる優秀なものを使用し、十分な強度、耐久性、耐候性、耐腐食性及び耐震性の性能を有するメーカー規定に合致したものであること。
- (2) 日本国内の主要な地域にメーカーのサービス拠点を有し、新設機器の障害、修理等に対して迅速に対応できるメーカー製品であること。
- (3) 機器の仕様
 4. 修繕内容の摘要で記載している「同等品」とは性能的に同程度であること及び既設機器の現設置場所に設置できること。
- (4) 配線材料等

配線については、国土交通省発行の「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改

修工事標準仕様書」(最新版)による。

6 適用仕様書

本修繕の仕様は、仕様書及び設計書によるほかは国土交通省発行の「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」(最新版)、メーカー規定及び関係諸規則による。

7 提出書類

本修繕について、受注者は下記の関係書類を提出すること。

なお、これらに要する費用は、すべて受注者の負担とし、提出数は発注者の指示による。

- (1) 工程表等 (契約締結後速やかに)
- (2) 着手・完了届 (着手・完了後速やかに)
- (3) 施工計画書 (契約締結後速やかに)
- (4) 作業写真 (竣工後速やかに)
- (5) 完成図面 (機器配線、設置場所を示した図面・竣工後速やかに)
- (6) 納入機器完成図、カタログ、メーカー仕様書、機器取扱説明書、試験成績報告書など(竣工後速やかに)
- (7) 保証書
- (8) 処理業者が作成したマニフェスト票 (D票またはE票) の写し、処分した廃棄物の種類・廃棄量がわかるものを提出すること。
- (9) その他指示された書類

8 検査

修繕完了後、現場代理人等立会のうえ、担当課職員が完成検査を実施し、現場及び書類検査合格をもって完了とする。

但し、手直し事項が発生した場合は、手直し完了後再検査を実施し検査合格をもって完了とする。

9 その他

- (1) 本修繕は、障がい者施設内の施工のため、施設利用者及び施設運営に支障が無いよう施工すること。
- (2) 修繕について、事前に県担当者及び施設管理者、担当者と連絡をとり、利用状況や安全管理、振動騒音等を配慮の上施工すること。
また、事前に施工計画書を提出し、承諾の上、施工するものとする。
- (3) 作業場所周辺は、養生及び立入禁止表示等を行い周辺の安全と保護対策を

行うこと。

- (4) 修繕現場は、常に整理整頓及び安全管理に努めること。
- (5) 現場作業に際し、既存建築物及び既設設備機器、物品を汚損、破損等をした場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (6) 各工種、工程毎に施工前、施工中、施工後を記録し、作業写真のみで本作業の施工経緯を含め修繕の全容を把握できるようにすること。
- (7) 関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者に報告のうえ遅滞なく作成及び届出を実施すること。
- (8) この仕様書は、仕様の大要を示すものである。したがって、当然施工しなければならないことはもちろん、本修繕で必要なことについては、受注者の責任において、施工すること。
- (9) 本修繕を施工にするに当たり、法令等の制限を受ける場合には、該当法令等を遵守すること。
- (10) 同敷地内で他の改修等を行っている場合は、双方の改修等が適切かつ円滑に行われるよう、十分調整のうえ実施すること。
- (11) 受注者の責めに帰することができない理由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。その延長日数は、受注者と発注者が協議して決めるものとする。
- (12) 現場施工上疑義が生じた場合は、県と協議の上決定すること。
- (13) 今回の入札において、必要に応じて現場確認を行い、担当課職員の説明を受けること。ただし、現場確認・職員の説明を受ける日時は事前に連絡の上、調整を行うこと。